

家畜飼料特別支援資金融通事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行うことにより、畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 配合飼料価格（補てん金を除く農家実質負担価格）が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準（指標として単位当たり配合飼料価格の水準を設定）となった場合、限度額の範囲内において畜産経営に対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行う。

① 資金の用途 飼料費

② 貸付利率 1.25%（平成20年3月19日現在）

③ 償還期限 10年（うち据置期間 3年）以内

④ 貸付限度額 ア 牛 肥育牛 : 40千円/頭
乳用牛 : 30千円/頭
繁殖雌牛 : 8千円/頭

イ 豚 : 8千円/頭

ウ 鶏 : 40千円/100羽

⑤ 利子補給率 農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差

⑥ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 都道府県農業信用基金協会が行う債務保証に対して支援を行う。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 融資枠

680億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：本田、塚口

畜産経営生産性向上支援リース事業（新規）

（畜産・酪農生産性向上のための個人向け補助付きリース事業）

1 事業の目的

生産性の向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ、経営改善への取組を支援するという観点から、必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の生産性向上対策を支援する。

2 事業の内容

畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を畜産農家等（貸付対象者）にリースする事業実施主体に対し、当該機械等の購入費の1／3を助成する。
（貸付対象者は、対象機械等を2／3の費用でリース方式により導入。）

<貸付対象機械>

畜産経営の生産性向上に資する機械等として以下に掲げるもの

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置 等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置 等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置 等）

3 事業実施主体

（財）畜産環境整備機構

4 所要額（補助率）

13,409百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：外山、大竹

大家畜特別支援資金融通事業（新規）

（牛農家特別支援資金融通事業）

1 事業の目的

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

⑤ 償還期間等（平成20年3月19日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	15年以内	25年以内	25年以内	25年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料・原油高に対する緊急対策（20年度のみ）

① 既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

② 新たな資金調達手法の確立

家畜を担保とした資金調達手法の早急な確立

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 融資枠

400億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課
 代表 03-3502-8111 内線 4893
 担当者：本田、塚口

養豚特別支援資金融通事業（新規）

（豚農家特別支援資金融通事業）

1 事業の目的

負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

(1) 養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から養豚経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

⑤ 償還期間等（平成20年3月19日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	7年以内	15年以内	15年以内	15年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料・原油高に対する緊急対策（20年度のみ）

- ・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 融資枠

50億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課
 代表 03-3502-8111 内線 4893
 担当者：本田、塚口

飼料価格高騰等理解醸成緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

生産者の努力で吸収し得ない生産コストの上昇については、消費者の理解を得て、畜産物の小売価格に適切に反映させていくことが必要である。

このため、広告媒体を用いたキャンペーン、街頭宣伝等の積極的な広報啓発活動を支援すること等により、価格反映に向けた環境整備を推進する。

2 事業内容

（1）推進協議会等の開催

飼料価格の高騰や生産者の生産性向上の取組等について、生産者、加工・流通業者及び消費者の間で認識や理解を共有するため、全国段階における中央推進協議会、地方段階における地方推進協議会等を開催する。

（2）広報啓発活動への支援

ア 生産者団体等の活動への支援

生産者団体等が行うポスターやパンフレットを用いたキャンペーン、街頭宣伝等の広報啓発活動に対し助成する。

イ 卸・小売団体等の活動への支援

卸・小売団体や生協等が行う、畜産物の値上げに対する理解醸成のための活動に対し助成する。

3 事業実施主体

（社）中央畜産会

4 所要額（補助率）

178百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間 平成20年度～平成21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4893
担当者：木下、赤松